

# 議 事 録

## 第 9 回 定 例 総 会

令和3年4月9日

## 太田市農業委員会第9回定例総会議事録

開会日時 令和3年4月9日(金) 午後2時  
閉会日時 令和3年4月9日(金) 午後3時10分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二  
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正  
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明  
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子  
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員  
(0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 林次長補佐 高山次長補佐 大澤主任  
(9人) 川田主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
(会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)  
議案第5号 下限面積(別段の面積)の設定について

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出  
について

協議事項 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第9回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員は19名、欠席の委員はございませんでした。

よって、過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、17番 中島沙織委員 と 19番 青木紀美子委員 の二人にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の川田主任を指名いたします。

議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 本議案書において訂正箇所が4か所ございます。

まず初めに、議案書11ページをお開きください。右上の事務局長の名前が前局長の「鈴木靖」となっておりますが、「塚越泰久」へ訂正願います。

続きまして、2つ目になります。議案書12ページをお開きください。

12 ページの事務局長の名前についても、「鈴木」改め、「塚越泰久」へ訂正願います。

続きまして、3か所目でございます。議案書 19 ページをお開きください。事務局長の名前を「塚越泰久」へ訂正願います。

続いて、最後の4か所目になります。議案書 23 ページ目の事務局長の名前も「塚越泰久」へ訂正願います。

訂正箇所につきましては、以上、4か所でございます。

## 5 議事顛末

議 長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は6件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新道町の土地 畑 866 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 鳥山中町の土地 畑 416 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 菅塩町の土地 田 2,430 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、耕作面積を拡大するとともに、農業経営を安定させたい。

4番 菅塩町の土地 畑 882 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農業経営を安定させたい。

5番 大久保町の土地 畑 406 m<sup>2</sup> 外1筆 計 1,321 m<sup>2</sup>、所有する農地の隣接地であり、有効に耕作するため取得したい。

6番 大久保町の土地 畑 1,897 m<sup>2</sup>、所有する農地の隣接地であり、有効に耕作するため取得したい。

1番から6番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上提案をさせていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いいたします。番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願いま

す。

- 1 2 番委員 番号1番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
譲受人、譲渡人、姉、弟の関係になりまして、ブドウ園を経営しております。譲渡人は、後継者がなく、譲受人の敷地内にこのブドウ園があり、譲受人の娘夫婦の自宅もこの敷地内にあることから、贈与するものであります。これまでと同様に、この畑を姉、弟で耕作するとのこと  
です。  
現地を確認したところ、ブドウ畑として管理しておりまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
委員 ご意見、ご質問等ございますか。  
議 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番から4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 9 番 委 員 番号2番につきましては、譲受人は既に約2町歩以上の農地を耕作しております。水稻と野菜です。農機具ももちろんありますし、何ら問題はないと思います。譲渡人のほうは、もう耕作はできませんということ  
でありますので、そういうことあります。  
地区協議会におかれましては、別に問題ないということありますので、再度審議のほど、よろしく申し上げます。
- 2 番 委 員 番号3番、4番につきまして説明申し上げます。  
まず、3番でございますが、譲渡人は、農地の経営が困難であり、譲受人は認定農業者でございまして、面積も10ha以上の水稻栽培をしている  
ということで、農地についても問題ないところありますので、認

可をするという方向で決定いたしました。

4番につきましては、傾斜地の畑でございます、譲受人はいろいろな作物、また畑、花等を栽培しておりますので、その農地を増やしたいということで、今回、譲り受けるところでございます。傾斜地の畑でございますので、他に与える影響もないということで、認可をする方向で決定いたしました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号2番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から4番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号5番と6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号5番と6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。

双方ともに譲受人は同一人で、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号5番と6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛て

にあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 八重笠町の土地 1,059 m<sup>2</sup>の内86 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 西長岡町の土地 487 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 大原町の土地 14 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはインターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番について、報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、昭和49年に住宅を建築した際に、許可を得ずに住宅敷地内の通路として使用したことが判明し、是正するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、

- ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 報告します。  
この敷地につきましても、今の1番と同様に、住宅敷地の通路として使用していたことが今回発覚いたしまして、現況どおりに是正をしたということですので。現地を確認した結果、何の問題もございませんので、許可相当という結論を得ました。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 委員 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 番号3番についてですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。  
調査をしたところ、許可を得ずに住宅の敷地として使用していたことが分かったということで、これを是正するものです。周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 議 長 　　ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は1件です。  
事務局より提案をお願いします。
- 事 務 局 　　提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 藪塚町の土地 481㎡について、物置用地として許可を得ましたが、計画を実行できないまま相続が生じ、相続人も計画を実行できないため、権利を承継するものです。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 　　事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 　　番号1番についてですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は17件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数17件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 362 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

店舗併用住宅用地として転用するものです。

2番 米沢町の土地 1,108 m<sup>2</sup>、農地区分については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 992 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 468 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 脇屋町の土地 500 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,221 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

6番 上小林町の土地 255 m<sup>2</sup> 外2筆 計362.83 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 龍舞町の土地 73 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 344 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 下小林町の土地 261 m<sup>2</sup> 外1筆 計330 m<sup>2</sup>、農地区分 第二

種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 八重笠町の土地 339 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 東今泉町の土地 416 m<sup>2</sup>の内 45 m<sup>2</sup> 外2筆 計 2,004 m<sup>2</sup>の内 232 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

工事用地として一時転用するものです。

12番 原宿町の土地 254 m<sup>2</sup> 外2筆 計 1,172 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

13番 鶴生田町の土地 41 m<sup>2</sup> 外2筆 計 50.32 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田木崎町の土地 265 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 藪塚町の土地 498 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。一般住宅用地として転用するものです。

16番 藪塚町の土地 481 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、倉庫及び駐車場用地として転用するものです。

17番 大原町の土地 5,435 m<sup>2</sup>の内 3,586 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には不許可の例外規定があり、問題ないと考えます。

牛舎・堆肥舎用地として転用するものです。

以上17件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 8番委員 番号1番から5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番、2番を私から報告いたします。  
番号1番の申請人は、製菓店開業のため申請地を取得し、店舗併用住宅として利用したいとの転用申請です。  
2番については、建設業者の事業拡大のため、資材置き場が不足しているため、申請地を取得し、資材置き場として利用したいとの申請です。  
現地を確認したところ、1番、2番の申請地の周囲に農地及び宅地がありますが、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
番号1番、2番を再度審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 17番委員 続きますして、番号3番、4番を第1地区からご報告させていただきます。  
3番については、●●●●●●で北関東中心の日用品の配送を行って運送業を営んでおり、トラックが手狭になったところで、露天駐車場用地として転用したいとの申請です。  
4番につきましては、一般住宅用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき現地を確認したところ、特に問題ないと意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。
- 12番委員 番号5番について、報告いたします。  
譲受人は、店舗拡張に伴い、従業員の駐車場が不足することから、申請地を借り受けて露天駐車場として使用するものです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定



議 長 全員賛成でありますので、番号6番から12番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号13番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 13番につきましては、譲受人はアパートに住んでおりますが、家族が増えたため、実家に戻りまして、実家の屋敷内に、母親と兄貴の名義になっているのですが、このところに使用貸借で住みかをつくりたいということであります。  
周辺には農地がありませんので、何ら問題はないと思います。協議会におかれましても問題ないということではありますが、再度審議のほど、よろしく願います。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号13番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成ですので、番号13番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号14番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 14番について、チェックリストに基づき現地確認をしたところ、周りも住宅用地で、農地に支障なく、協議した結果、許可相当といたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号14番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 14 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 15 番から 17 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 3 番委員 15 番と 17 番について、述べたいと思います。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、まず、15 番ですけれども、譲受人は借家に住んでおり、申請地を使用貸借、これは父、祖母からということです。そして、一般住宅を建築するものです。  
続きまして、17 番については、譲受人は義父より牧場を承継、規模拡大に当たり、申請地を義母より借り受け、牛舎及び堆肥舎として利用したいということです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

1 1 番委員 続きまして、16 番を報告したいと思います。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果ですけれども、譲受人は建築業を営んでおり、市内に新たな支店を開店するために申請地を取得して、倉庫と駐車場用地として利用するものです。ここは、前回、議案第 3 号の 1 番で出た計画変更の土地でもあります。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 15 番から 17 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 15 番から 17 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 15 番から 17 番を許可とすることに決定いたします。  
なお、3,000 m<sup>2</sup>を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農

業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 続きまして、議案第5号 今年度の下限面積の設定について、議案書のとおり定めるので決定を求めます。  
事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 議案第5号 下限面積の設定についてでございますが、これは農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合に権利を取得する者について、必要となる耕作面積の下限を定めるものです。農地に権利を設定する場合及び権利を移転する場合については、農地法第3条により農業委員会の許可を得なければならない旨が定められています。また、権利を取得しようとする者またはその世帯員等がその取得後に耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作または養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ha、都府県では50aに達しない場合は許可することができない旨も農地法第3条第2項第5号にて定められています。ただし、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定められることになっており、平成22年12月22日付で農業委員会の適正な事務実施についてが一部改正され、農業委員会で毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。今年度下限面積の設定について下記のとおり定めることについて、決定をお願いするものです。

現在の太田市の下限面積は50aと設定されておりますが、この面積は管内の農家の経営規模と耕作放棄地の割合から判断しております。農家の経営規模は、農地法施行規則第17条第1項に基づく判断になりますが、これは区域内農家の経営規模が小さい地域は50a以下と定めてもよいということになります。太田市の状況では、50a未満の経営規模の農家の割合が全農家の4割以上に達していません。また、遊休農地の割合が1.24%であり、農地法施行規則第17条第2項で定める遊休農地が著しく多い地域にも該当しないため、下限面積の変更は行わないことを提案させていただきたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の提案が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  
 委員 長 なし。  
 議 長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、原案のとおり決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議  
 に意見聴取した3月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会  
 長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専  
 決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをしました  
 ので、報告いたします。

議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いします。

事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に  
 ついて、3件提出されております。  
 内訳につきましては、記載のとおりです。  
 続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農  
 地転用届出について、33件提出されております。  
 内訳につきましては、記載のとおりです。  
 続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書に  
 ついて、提出件数は18件となっております。  
 内容につきましては、記載のとおりです。  
 続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権  
 利取得の届出について、提出件数は12件となっております。  
 内容につきましては、記載のとおりです。  
 以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。  
 委員 長 なし。  
 議 長 長 ご質問もないようですので、続いて、協議事項についてでござい  
 ますが、本協議事項につきましては、先月の定例総会において、農地転用を  
 伴う太陽光発電設備の設置に関し、太田市独自の対応を何か考えてほ  
 しいと農業委員会より事務局へ依頼したところ、原案を作成していた

だき、先日の地区協議会において協議をしていただいた事項になります。

協議事項 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定について、事務局より提案をお願いします。

事務局

過日の地区協議会において、ガイドライン及び同意書の策定案を提示させていただきましたが、地区協議会開催後、関係者との協議により同意書の変更箇所がございましたので、お手元にお配りした資料と差し替えをお願いいたします。

協議事項 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの策定について、別紙のとおり策定したいので決定を求めます。また、運用につきましては、定例総会、ご承認後を予定しております。以上であります。

議長

ただいま事務局にて報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

9番委員

これを読ませてもらったんですが、大変いいと思います。私の住んでいる地元ですけれども、太陽光で問題がありました。太田市が事業主体で、約2町歩ぐらいのところへ太陽光を設置したわけです。その結果、もう既に10年ぐらい経過しておるんですが、今までは畑だったわけですから、雨が降っても浸水していたわけです。今は太陽光の下は、私が見ると、多分再生砕石が入っているんじゃないかなと思うんですね。アルカリが強いわけです。目詰まりしたために、すぐ南側にありました2軒のうちが大雨が降ると水のために被害を被っているわけです。それは太田市議会のほうでも問題になったと思うんです。ですから、そのガイドラインというのは、私とすれば大変いい案だなと思うんです。太田市も太陽光で旗揚げしていると思いますが、ただ、太陽光をつくるだけではなくて、そうした点も十分に注意してやらないと、鶴生田の問題みたいになることが往々にあるのではないかと私は思うんです。ですから、大変いいことだと思います。以上です。

14番委員

同意書をもらうのには私は反対します。農家の人が耕作できないから太陽光をやるというのに同意書が必要だとすると、いろいろ時間がかかったり、問題のわけです。やっぱり今、国は再生エネルギーをつくろうと主導しているわけですから、太田市の条例でこういうものを設置するのならいいんですけれども、ガイドラインということで農業委員会

- の事務局が申請者に規制をかけることは反対します。
- 事務局 先ほどの委員のお言葉に対して再度説明をさせていただきます。今回のガイドラインについては、農地転用に伴うトラブルの回避を目的としております。それに際して、国のエネルギー庁及び環境省の運用しているガイドラインを参考にさせていただきます。また、やはり同じような問題が出ている農業委員会がございまして、そちらの調査をさせていただきます。既に運用しているガイドラインもございまして、それを参考にさせていただいて、太田市独自のガイドラインの作成となりました。以上でございます。
- 14番委員 私は、同意書の作成自体には反対です。今の事務局の方は1年半か2年で異動していってしまうわけです。後任の方は、ガイドラインというだけで、申請者にガイドラインがなければ駄目ですよということで、規制、規制になってしまうんです。今の日本の一番悪い、農業委員会があるから荒廃農地が出ていると新聞に出ているわけですがけれども、規制があるんだったら、市に掛け合って条例をつくってもらえばいいわけです。私は、そういうことを条例をつくって農地を守る、申請者、新しい事業をやる人に対して規制をかけるのではなくて賛成したいと思うので、こういう同意書には反対します。
- 9番委員 私は、これに賛成したいと思います。実際に私のほうの地区では被害を被っていますよ。大雨が降りますと、2軒の方なんですが、大変困っていて、先ほど言いましたけれども、市議会までそういう要望を出したんです。ですから、ただつくるだけではなくて、周りの農地とか、住宅に住んでいる方、そういう方に一応許可をもらうことは大事だと私は思います。14番委員とはちょっと意見が食い違いますが、申し訳ないですけども、そう思っています。
- 14番委員 同意書もらったから排水ができるという問題ではないですよ。同意書もらったから排水の問題が出たら、では、その補償は誰がするんだと。農業委員会の開発許可条件に関しては、別に開発者に是正をしろとか何も権限がないので、農業委員会は、許可する、しないだけの権限で、同意もらったから、後に大雨になったときの補償はどうするんだというのは何も無いわけですよ。この同意書があったから、荒廃地のときに対策ができる、これは構造的なところで、今の太陽光でしたら、排水が通らなければ許可しないととかという条例か、規制か何かをしなければ、農業委員会では、同意をもらって許可をしました、では、何年かたって害が起きました、この責任は一切ないわけです。農業委員会は許可しただけで終わりですから、後の災害が起きたときと

か何かということは、農業委員会には権限がないですとなるんですから、私はこれに対して反対します。

9 番 委 員

ただ、その場合は、農業委員会だけではなくて、指導、監督係がいますよね。そういう方とタイアップしたらどうなんですか。

事 務 局

事務局から説明させていただきます。まず、14 番委員からのご質問、ご意見に対しての説明になりますが、今回、同意書をもらうことに反対されているということであるんですけども、周辺の農地の所有者とか耕作者、また住民、こういった方々との間のトラブルを回避するということが第一の目的としてガイドラインの案を作成しております。その同意につきましては、こういった後々のトラブルを回避するために、申請の段階でそういった関係している方々からの同意をいただくことで、例えば、後々予期もしない台風とか大雨の被害といったことが起こらないような形で、当然申請のときは、被害防除とか、例えばこういった同意書を下に農業委員さんに判断していただくことになるんですけども、万が一、そういった想定外のことが起きてしまったりした場合にも、同意書があることによって、少なくとも申請の時点で農業委員会で審議をする上で、そういった同意書なり、同意書だけではないですけども、被害防除とかの書類であったり、調査というところを確認した上で許可をしているということでの確認の資料になるということです。

9 番 委 員

事 務 局

環境課の問題はどうなんですか。環境課とタイアップするというのは、環境の方面とかで何かトラブルがあった場合には、もちろん我々のほうでやっていただくことにはなりますけれども、こちらから何かそういったご提案であるとか、協力できることに対しては一緒にタイアップしていかねばならないと考えております。

1 4 番委員

農業委員会事務局の仕事として、許可が終わった段階で、農業委員会には何ら権限がないじゃないですか。そののころに対して同意書をもらうこと自体、私は反対しているんです。農業委員会が同意書をもらって、何か問題があったら是正する権限を今持っているのか。同意書をもらって、今の話の水漏れの対策が出たときの是正する権限は事務局は持っているんですか。

事 務 局

何か起こって、例えば是正云々という話の前に、設置を希望する申請者に対して、要は隣接の方々との調和、コミュニケーションが申請時に適正に取れているのかというのも一つの審査基準になるのではないかなど。それを取っていることによって、その後のトラブルというのは、あったとしても規模的にも小さい規模になるのではないかと、そう

- 14番委員 いう意味での同意書ですので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。  
事務局は、自分の権限を楽にするように規制をかけようとしているので、私は断固反対します。権限も何もないんだから、許可をしてしまったら農業委員会は一切関係ないんだもの。是正する権限があるんだしたら、事務局に同意書でも何でも取ってもらっていいと思うんです。
- 9番委員 今、14番委員の意見はそういう意見ですけども、環境課のほうはどうなんですか。是正するあれはあるんですか。農業委員会はたしかないと思いますけれども、環境課の場合はどうなんですか。
- 事務局 9番委員の今の環境課がどの程度の権限があるのかというのは、申し訳ございませんが、連携不足で、この場ではお答えできませんので、ご了承ください。
- 2番委員 前回の会議でこの問題を提案した1人なんですけど、このガイドラインというのは一つの考え方で、14番委員のおっしゃるような同意書が必要かどうかということはまた別だと思うんですけど、根底にあるのは、やっぱり乱開発、そしてまた、危険防止につながるのだと思うんです。同意書をもろうということは、その意識づけがありますし、また、判断材料としても一つの証拠だと思うんですよ。それによって完全に規制ができるかといったら、農業委員会にはその権限はないわけだよ。行政側の権限ですから、そこまでの越権行為はできないけれども、一つの考え方、方向性を定めるとしてガイドラインというのを設けたと思うんです。内容的にもそういうものだと思うんです。だから、14番委員のおっしゃるように、完全に四角四面の中で規制をすれば、このガイドラインは無効ですよ。だけれども、一つの考え方、農業委員会として農地法から農地を守ろうとする考え、方向から判断をすれば、このようなガイドラインでいいのではないかと。多少漏れはあるかもしれないですけども、完璧にはできないと思うんです。以上です。
- 14番委員 私が同意書の作成に反対するのは、事務局の人が仕事をしないで、同意書がないと駄目ですよということが多いわけですよ。私個人の話で申し訳ないですけども、現実にもそういうことで2年かかったんです。ですから、この同意書をやったら、事務局の人は同意書をもっていないと受理できないですよということになってしまうわけです。そうすると、裏返して言うと、高齢になって農地ができないから太陽光をつくりたいんだけどもと言ったら、周りの人が、いや、百姓をやったほうがいいよとか、人間の心理として、隣に蔵が建つと腹が立つというので判こを押してくれない人もいるわけですよ。これに対して、大

規模な大きいところの会社がやっているようなところだったら、同意書か何かをして、別に条例で引かかるんでしょけれども、隣で一反のところにつくるとなったら、同意書をもらってくれというのは大変なエネルギーになるわけです。若い人でしたらいいですよ。お年寄りの人がやっとならしているのに、何で同意書を必要とするんだ。それだったら、今、2番委員がしていたように、指導するんだったら、誰が考えても、一反ぐらいのところだったら、そんな大規模なあれもないし、だから、私は反対しているんですよ。同意書をもらってくださいと、これだけで終わってしまうので、事務局が仕事をしなくなってしまうんですよ。

9番委員 では、実際に鶴生田の地区みたいに被害が起きた場合は、どういう態度を取るんですか。

14番委員 事務局は、一切権限がないんですよ。

9番委員 農業委員会にはないと思うんですけども、実際に困り果てたと思うんです。鶴生田の例を取ると、太田市が事業主体ですから、太田市で排水漏れを造ったり、2回ほど工事をしたと思うんです。ただ、もし被害を被った場合、民間の場合には誰が補償してくれるのか、そういうことも考えておく必要があると思うんです。そのためには、このガイドラインというのは大変いいのではないかと私は思います。

事務局 ガイドラインの同意書の件で、補足のご説明をさせていただきます。今回、この同意書については、今日、配付したものを見ていただくと分かるんですけども、太陽光を設置することについて、設置の業者さん、専用の事業者さんから十分な説明を受けて設置することについての同意ということになっております。その同意書も、これがないと絶対に許可ができないということまでは、このガイドラインでは言っておりません。あくまでも農業委員会では農地法に基づいて審査をしていくこととなりますので、その中で、太陽光で今懸念されているところで言えば、周辺の農地であったり、今、近隣の住民のところまでお話が広がっているところであるんですけども、そういったところへの被害がないようにということが農地法の中で審査していく内容になっております。その中で、近隣トラブルを回避していくことも今後求められていくのではないかとということで、このガイドラインを作ることで、そういったトラブル回避のために、例えばこういった同意書がないと許可ができないということは、このガイドラインでも言っておりませんし、そういった同意がもらえなかったところは、特段影響を受けないようなところであれば、審査基準はクリアしていくのかなと考え

ております。

#### 4番委員

農業委員会の主な業務というのは、今日やっているチェックリストに基づいて、法令を遵守して、さらに精査して、決定しているわけですが、今いろいろな状況の中で、高度な判断力が要求される案件が各地で多いんです。その中で、法令業務以外に任意業務というのがあるんですけれども、これはご承知のとおり、担い手とか、遊休農地とか農地の流動化の問題と、あと今はやっぱり環境問題を考えていかななくてはならないのではないかなど。そういう課題に対して、農業委員会は、法令だけではなくて任意業務の中の能動的な行動をすることが大切だと、いわゆる積極的に働きかけていく、それが一つのポイントだということで、なるほどなと思って聞いていましたけれども、14番委員は14番委員なりに意見が出ました。2番委員から出ましたけれども、私は2番委員が言っている考えに賛成なんです。意識、姿勢です。農業委員会は何も権限はありませんよ。だけれども、事務局が言っているように、●●●みたいにトラブルが出たときに、やっぱり農業委員会がそういう姿勢で取り組んでいかないとたちごっこになってしまうんです。先ほど9番委員が言ったように、環境課の問題はどうですかというのは、これから体制を働きかけていく、このガイドラインはその起爆剤だというふうに理解してもらって、環境課のほうで、あるいは議会で、9番委員の地区の中にああいうアルカリ性の濁水の問題が現実に出ているんですから、そういうものは前向きに、市の連携の中で、それぞれの部署で対応していくような体制づくりも必要なので、同意書ということが必要なかどうかというのは問題かも分かりませんが、ガイドラインそのものについての姿勢は、私は高く評価したいと思います。以上です。

#### 6番委員

同意書を読んだ感じで申し上げますと、なお書き以下は必要ですか。まさにガイドラインが精神規定で、努力目標ですよね。私は、まさに14番委員が言われることで分かるのは、影響のない隣接農地の人まで同意を取らなくては、そのために時間がかかる。せっかく再生エネルギーということで事業推進をしているということもあるわけですし、環境問題と、必ずしも同意書というのは、ちょっと制度が違うような感じもします。ただ、ガイドラインそのものは非常に立派なもので、5番なんていうのは、原状復帰というところまでは行きませんが、きちんとしろよということを行っていますから、これ自体はいいと思うんですが、別紙はあえてつけなくても趣旨は伝わるのではないかと、思うんです。といいますのは、3ポツにも、審査上の必要があると判断

したときは事業者に対して参考となるべき書類を求めることができる  
と書いてあるわけです。そのときに、その書類を求めれば良いと、なお  
書きをわざわざ紙に書く必要も何もなくて、まさに実務の話ですよ。  
だから、なお書き以下を取ってしまっても、このガイドラインの考え  
方自体は何ら変わりはないと思うんです。そこをご検討いただけると  
いいと思うんですけれども、14番委員、どうですか。

14番委員

私は、ガイドラインの表紙に関しては一切異議はないです。同意書  
をもらうこと自体、役所の人は本来の仕事をやらなくなってしま  
うわけです。同意書があったら、これをもらってと申請者に言えば、  
これで終わりになってしまうんです。こちらのほうに出て、本来の  
仕事をやるのであれば、表紙のガイドラインだけでいいわけです。  
十分伝わるわけです。開発者の人にもこれを伝えればできるわけ  
です。そうすると、高齢の方にも言って、そういう開発、太陽光  
をやる人によく言って、では、この書類を作ってもらいますとか  
何かできるわけです。何も同意書という規制をかけなくても、  
このガイドラインの話だけで十分趣旨は伝わるわけなので、  
私は同意書なしで、ガイドラインだけでしたら賛成いたします。

10番委員

皆さんの意見もお聞きしたんですけれども、先ほどの事務局の  
説明にあったかと思うんですが、例えば同意書が取れなかったと  
いうことは、それは許可になりませんよということ、裏を返せば、  
やっぱり14番委員がおっしゃるような例があったときには、  
当然まずは地区審で出ますよね。そのときに、それでいいん  
じゃないかと言えば、農業委員さんの意見のほうが強いと私は  
思いますよ。あえて事務局は言っていますから、100%同意書  
を取れなくても拒否しませんと。地区審で審議した結果、この  
ガイドラインについては別に同意書は要らないだろうと。私が  
出したイメージでいいですよと、特に強戸、毛里田の中の傾斜  
地における大規模な太陽光についてのガイドラインを私はイメ  
ージ的には描いていたんです。ですから、14番委員がおっしゃ  
るような弱い者いじめとか、個人個人があえてそんなに面倒  
くさいことは言わないんじゃないかと、それは私も賛成です。  
ですから、今、事務局が言ったように、回答書がなければ駄  
目ということは一切ありませんと言っていますので、そんなに  
大げさに考えなくても、あくまでもその判断というのは、  
地区における農業委員さんの判断のほうが同意書よりも強い  
と。ですから、その地区においてよしとされれば良い方向で  
いいと私は思います。

14番委員

委員長がおっしゃるのはごもっともな話で、理解できるんです。ただ、

事務局の人を見ていてそうですけれども、2年たつと人事異動で、4年たつとみんな入れ替わってしまうわけです。そうすると、このときの制定したときの話は全部伝わらなくて、この書類だけが残るわけです。そうすると、同意書をつけてくださいねと、これが安易になるんですよ。ですから、私は、表題だけのものでしたら賛成ですけれども、同意書をもらうということに対しては、断固反対します。

議 長

暫時、休憩とさせていただきます。

これより再開したいと思います。

それでは、事務局よりご回答をお願いしたいと思います。

事 務 局

先ほどの委員様たちからのご意見は大変参考になりました。ありがとうございました。再度、事務局のほうで文章の見直しをしまして、ご意見をいただいたガイドラインの3番です。参考となるべき書類を求めることができる、その後、なお、上記2の参考となるべき書類についてはという別紙、太陽光設備設置に伴う同意書というところは全て削除した段階で、ガイドラインのほうを進めていきたいと思っております。よって、別添についております同意書案は使用しないで、このまま破棄という形で考えていきたいと思っております。そのような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

事 務 局

それでは、今回、口頭でお話をさせてもらったんですけれども、訂正した案のガイドラインを次の定例総会で皆様にお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

4 番 委 員

こういう文章をつくっていく姿勢は、私も同感です。できれば、太陽光の場合は、国で示しているチェックシートというのがあるんですけれども、農地の関係のチェックシートというのもあるんですけれども、これは事務局にも言ったんですけども、太陽光に当たっては、チェックシートというので、山の傾斜に当たって、土地の流出、安全性は大丈夫か、大雨が降ったときに川に濁水が流れないか、あとは住宅、ここにありますけれども、住環境、住宅の近辺の場合のモーターの騒音です。そういう問題がないか、あるいは、テレビにも出ていましたけれども、住宅の反射光の問題はないか、現場を見るわけですから、あと、伝承の場所の景観に影響はないか、そのくらいはチェック項目で添付させたほうがいいですよ。それはどうのこうののではないよ。現場で見たらこういうところが問題なので、事業者にそういうことを考えてくださいよと、そのくらいの姿勢はほしいと思っております。先ほど案件が出た原宿町の問題については、周りは何もない、だから、環境は問題ないと私は

- 付記しましたけれども、やっぱりそのくらいの姿勢は示して、太田市農業委員会は取り組んだらいいと思います。以上です。
- 議 長 事務局の申しましたガイドラインで、採決をしたいと思いますが、よろしいですか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
- 議 長 それでは、ガイドラインの作成について、原案の3番のなお書きを削除した訂正案に賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、ガイドラインの策定について原案の3番のなお書きを削除した訂正案のとおり決定いたします。ありがとうございました。
- 議 長 以上で第9回定例総会を終了します。  
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年4月9日(金) 午後3時10分